

# **第4次 湖西市男女共同参画 推進計画（案）**

**湖西市**



# 目次

<b>第1章 計画策定の概要</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の期間 .....	1
3. 計画の位置付け .....	1
<b>第2章 湖西市の現状と課題</b> .....	<b>3</b>
1. 湖西市を取り巻く環境 .....	3
2. 市民意識調査 .....	6
3. 第3次計画の評価 .....	14
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>15</b>
1. 基本理念 .....	15
2. 目指すべき方向性 .....	15
3. 基本目標 .....	16
4. 重点施策 .....	17
5. SDGs と関連した取組の推進 .....	17
6. 施策の体系 .....	18
7. 推進施策 .....	20
基本目標1 男女の人権の尊重 .....	20
基本目標2 男女間のあらゆる暴力の根絶 .....	22
基本目標3 制度及び慣行への配慮 .....	24
基本目標4 男女が対等に参画する機会の確保 .....	26
基本目標5 家庭生活と社会生活の両立 .....	28
基本目標6 男女の生涯にわたる心身の健康への配慮 .....	31
基本目標7 国際的視点に立った男女共同参画 .....	33
<b>第4章 計画の推進</b> .....	<b>35</b>
1. 計画を推進する体制の整備 .....	35
2. 計画の進捗状況の点検及び情報公開 .....	35
3. 数値目標の設定による推進 .....	36
4. 非常時・緊急時における計画の推進 .....	36
<b>第5章 参考資料</b> .....	<b>37</b>
1. 関連法令・計画 .....	37
2. 計画策定の経緯 .....	39
3. 委員名簿 .....	39
4. 用語解説 .....	41

---

---

# 第 1 章 計画策定の概要

---

---

# 第1章 計画策定の概要

## 1. 計画策定の趣旨

少子高齢化に伴い、人口減少が進む中、女性も男性も全ての個人が、互いにその人権尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することは必要不可欠です。しかし、性別役割分担意識は未だに存在しており、男女間の暴力に関する問題、子育てや介護における男性の参画が不足している等、依然として男女間の不平等が解決されていません。

湖西市では平成13年3月に「輝く未来を…女と男プランこさい」（第1次計画）、平成23年3月に「女と男プランこさい（改訂版）」（第2次計画）を策定しました。社会情勢の変化や平成27年4月に制定された「湖西市男女共同参画推進条例」の第20条に基づき、平成28年3月に“男女がいきいき輝くまち・こさい”を基本理念とする「第3次湖西市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画に係る施策を推進してきました。

この度、第3次計画が令和2年度をもって満了となるため、新たな社会情勢の変化に対応した第4次湖西市男女共同参画推進計画を策定します。

## 2. 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
第3次計画	→							
第4次計画	見直し・計画策定	→						
次期計画						見直し・計画策定	→	

## 3. 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に基づいた計画です。国の「男女共同参画基本計画」及び県の「静岡県男女共同参画基本計画」、と整合を図ったものとして策定し、「湖西市DV防止基本計画」、「湖西市女性活躍推進計画」を兼ねたものとなります。

また、「湖西市総合計画」や市の諸計画との調和が保たれた計画とします。



---

---

## 第2章 湖西市の現状と課題

---

---



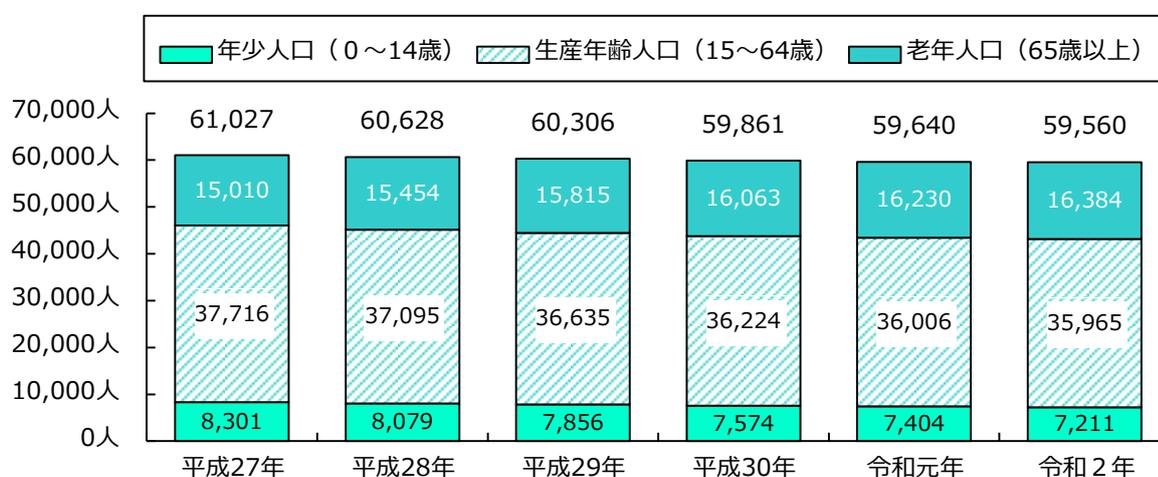
## 第2章 湖西市の現状と課題

### 1. 湖西市を取り巻く環境

#### (1) 人口の状況

本市の総人口は、令和2年の住民基本台帳では59,560人となっており、減少傾向にあります。年少人口が減少傾向にある一方、老年人口は増加傾向にあり、本市でも少子高齢化が進行しているといえます。

<総人口及び年齢3区分別人口の推移>



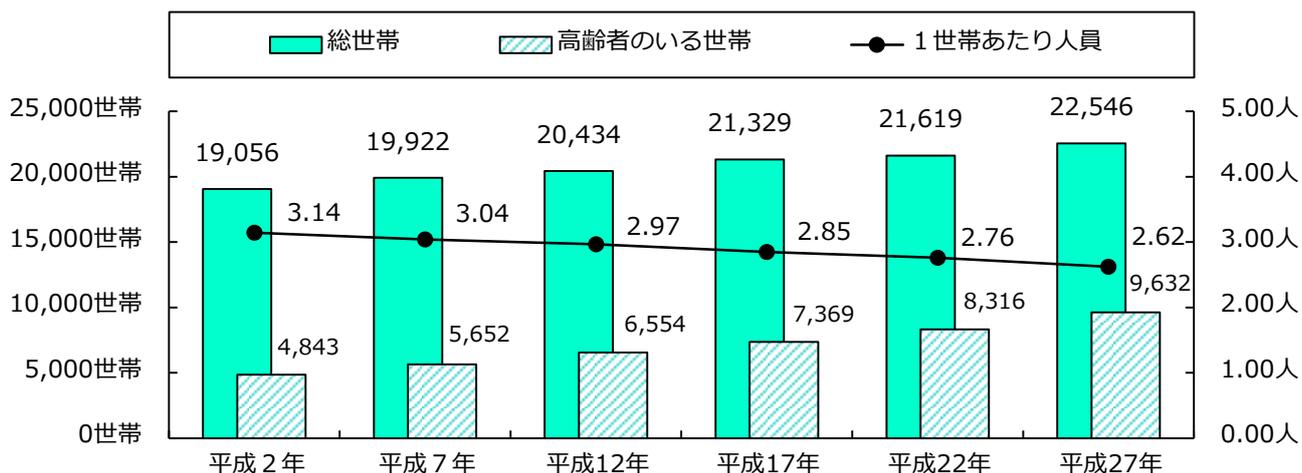
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

## (2) 世帯の状況

総世帯は、平成27年に行われた国勢調査では22,546世帯となっており、増加傾向にあります。特に高齢者のいる世帯の増加が大きく、平成27年では総世帯の42.7%を占めています。

1世帯あたり人員は減少傾向にあり、今後も多世代世帯の減少や高齢者単身世帯の増加による人員の減少が予想されます。

<総世帯及び高齢者のいる世帯、1世帯あたり人員の推移>

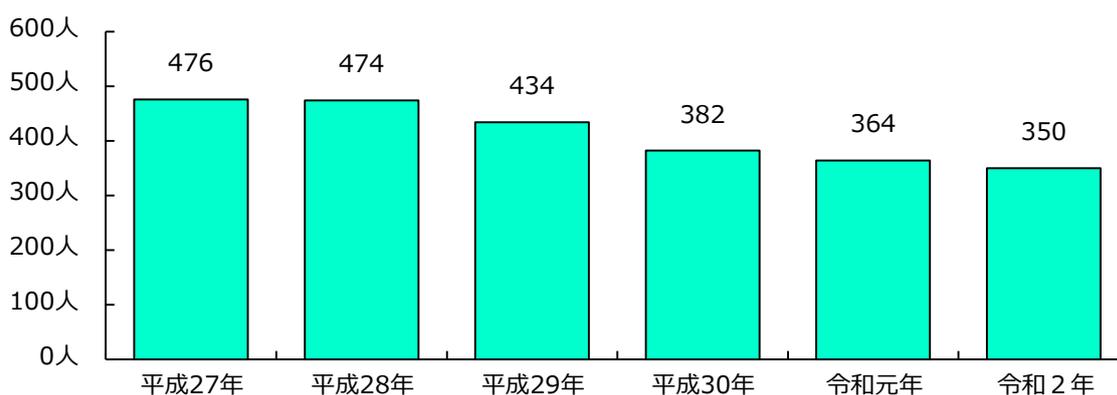


資料：国勢調査

## (3) 出生の状況

出生者は、令和2年では350人となっており、減少傾向にあります。

<出生者の推移>



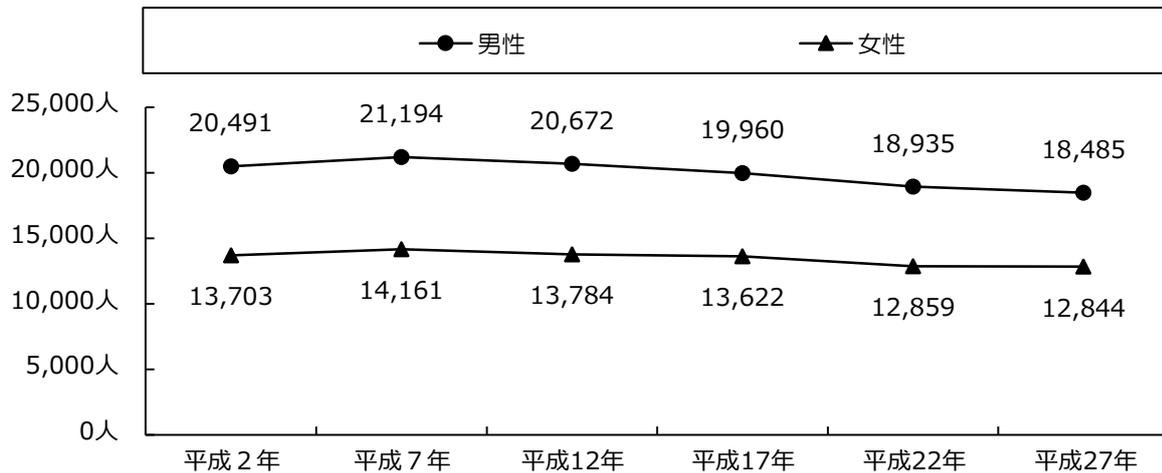
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

#### (4) 就業の状況

就業者は、平成27年では男性が18,485人、女性が12,844人となっており、平成7年以降、男女ともに減少傾向にあります。

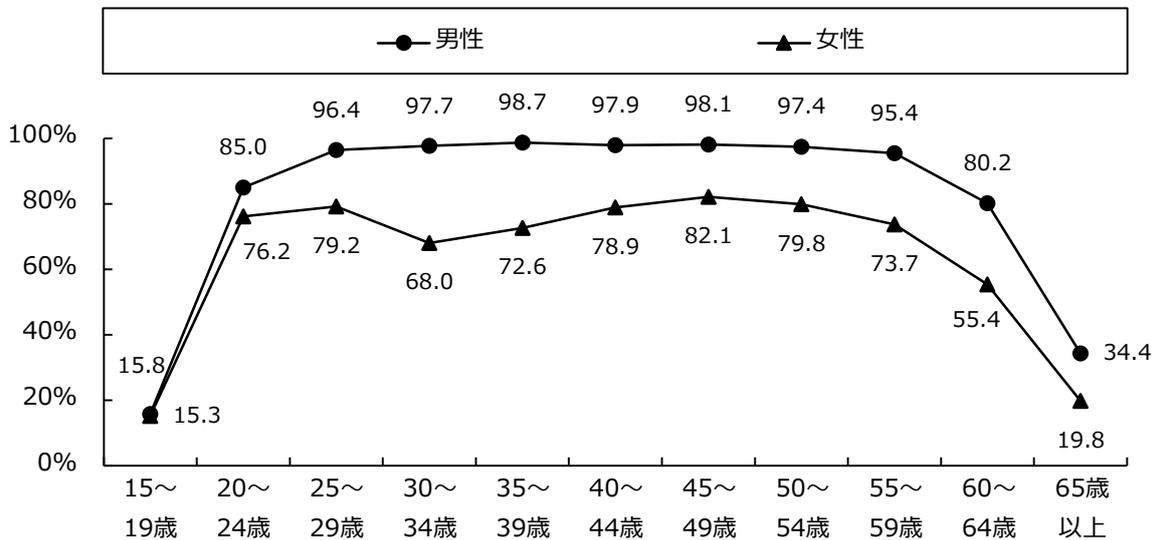
年齢階層別労働力率は、女性においては、結婚・出産期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描いています。

##### <就業者の推移>



資料：国勢調査

##### <年齢階層別労働力率>



資料：国勢調査（平成27年）

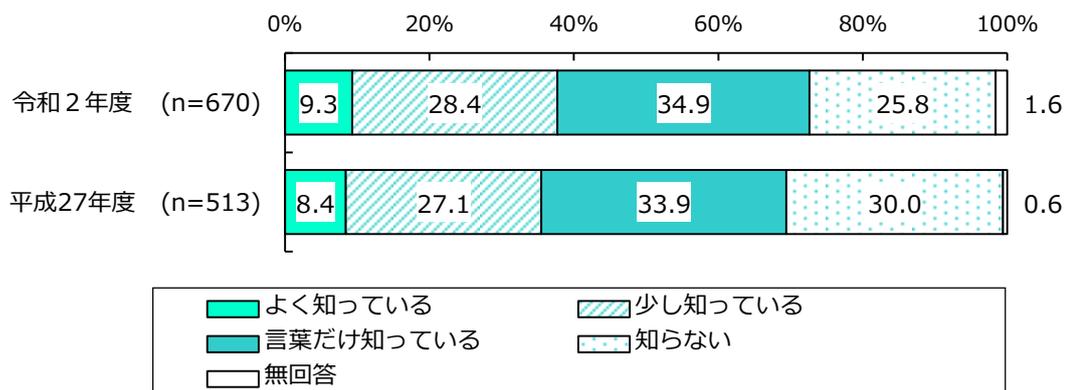
## 2. 市民意識調査

男女平等や男女共同参画社会の実現及び多文化共生に関する市民の考えや意見を聞くため、市内在住の18歳以上の男女1,500人を対象に男女共同参画・多文化共生に関する市民意識調査を行いました。有効回収数は670人、有効回収率は44.7%でした。

### (1) 『男女共同参画』の認知

問9 『男女共同参画』という言葉・考え方についてどの程度知っていますか。

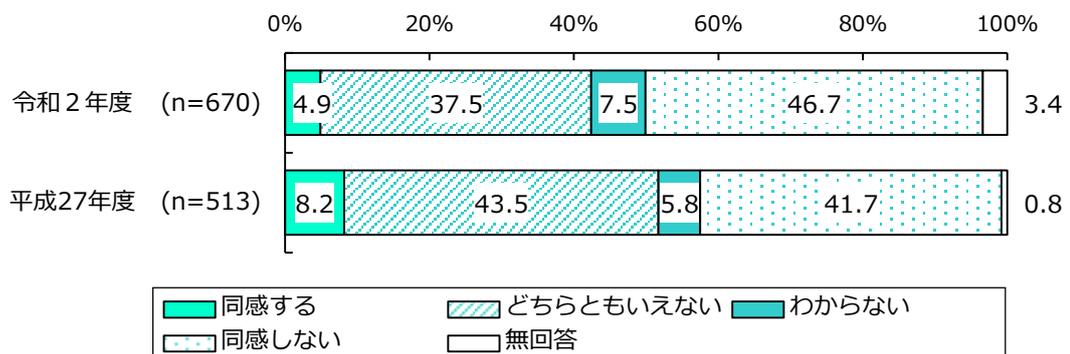
(1つを選択)



『男女共同参画』の認知は、「よく知っている」が9.3%、「少し知っている」が28.4%、「言葉だけ知っている」が34.9%、「知らない」が25.8%となっています。平成27年度結果と比較すると、大きな変化は見られませんでした。

### (2) 性別役割分担意識についての考え方

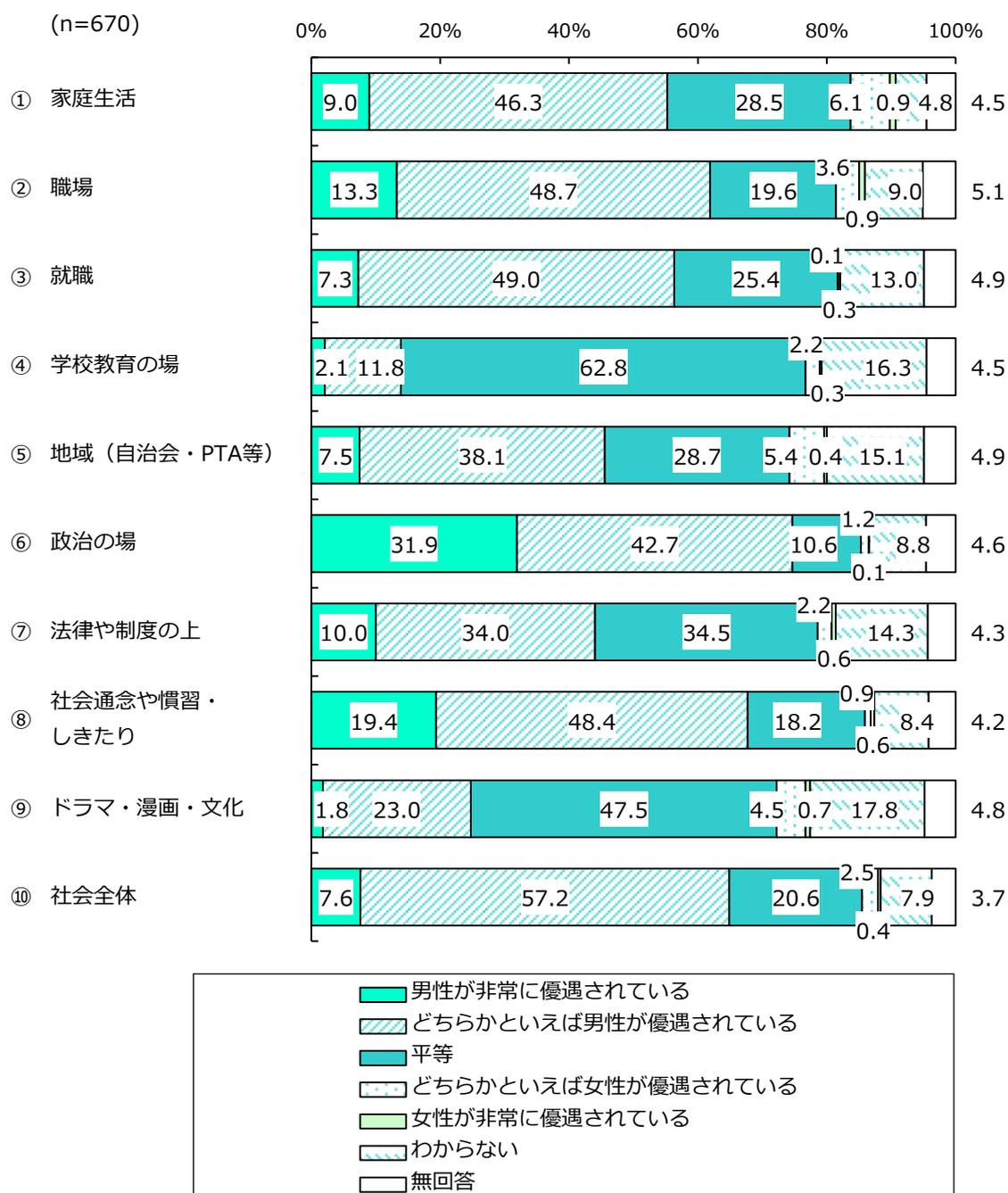
問13 『男は仕事、女は家庭』というような男女の役割を固定的に考えること（性別役割分担意識）について、あなたはどのようにお考えですか。（1つを選択）



性別役割分担意識についての考え方は、「同感する」が4.9%、「どちらともいえない」が37.5%、「わからない」が7.5%、「同感しない」が46.7%となっています。平成27年度結果と比較すると、「どちらともいえない」が6.0ポイント少なくなっています。

### (3) 平等感

問14 あなたは、次のことがらについて、男女の地位は平等になっていると思いますか。(それぞれ1つを選択)

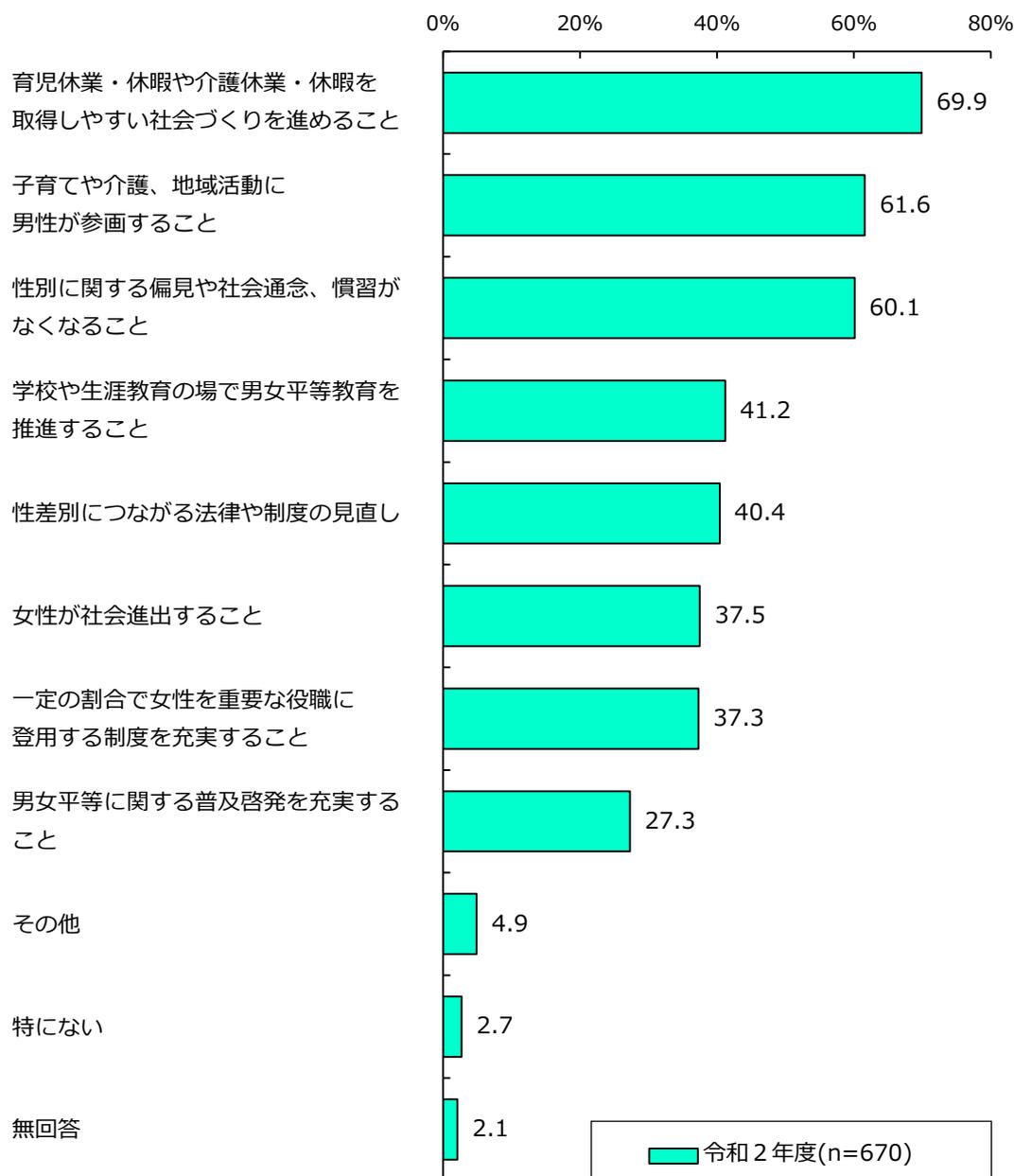


「男性が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」をあわせた『男性が優遇されている』は“⑥政治の場”で74.6%と最も多くなっています。一方、「女性が非常に優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」をあわせた『女性が優遇されている』は“①家庭生活”で7.0%と最も多くなっています。また、「平等」は“④学校教育の場”で62.8%と最も多くなっています。

#### (4) 男女平等社会実現のために大切なこと

問15 男女平等社会を実現するために大切だと思うことはどのようなことですか。

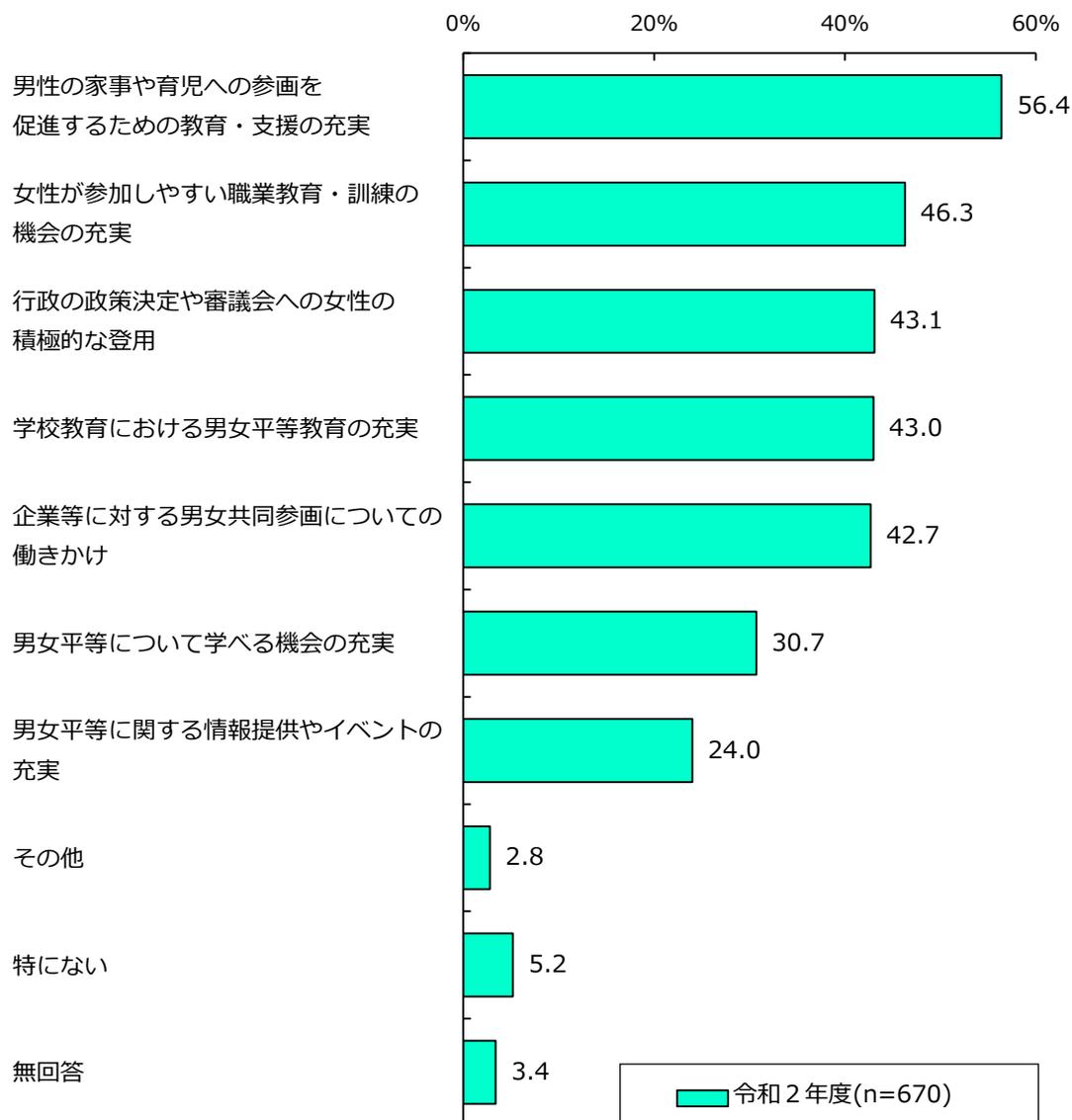
(あてはまるもの全て選択可)



男女平等社会実現のために大切なことは、「育児休業・休暇や介護休業・休暇を取得しやすい社会づくりを進めること」が69.9%と最も多く、次いで「子育てや介護、地域活動に男性が参画すること」が61.6%、「性別に関する偏見や社会通念、慣習がなくなること」が60.1%などとなっています。

## (5) 男女平等社会実現のために行政が力を入れるべきこと

問16 男女平等社会の実現を図るために、今後、行政はどのようなことに力を入れるとよいと思いますか。(あてはまるもの全て選択可)

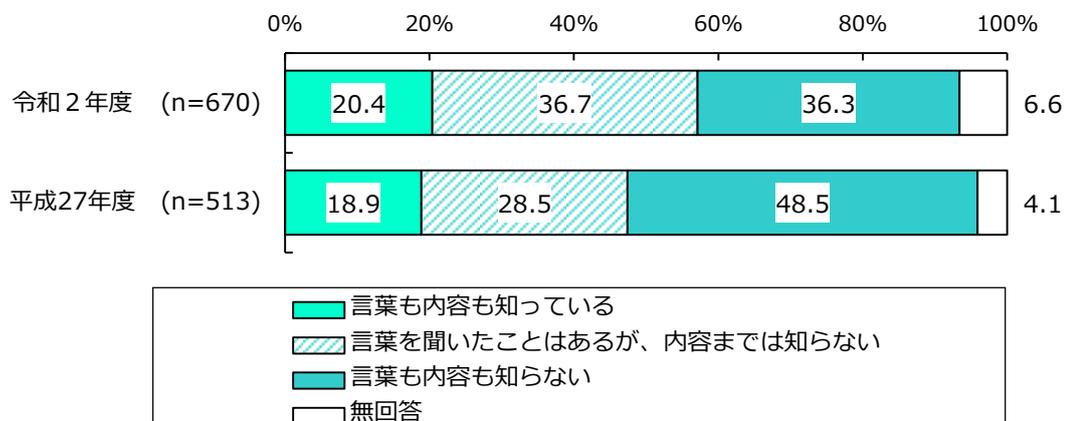


男女平等社会実現のために行政が力を入れるべきことは、「男性の家事や育児への参画を促進するための教育・支援の充実」が56.4%と最も多く、次いで「女性が参加しやすい職業教育・訓練の機会の充実」が46.3%、「行政の政策決定や審議会への女性の積極的な登用」が43.1%などとなっています。

## (6) 『ワーク・ライフ・バランス』の認知

問22 あなたはワーク・ライフ・バランスという言葉をご存じですか。

(1つを選択)



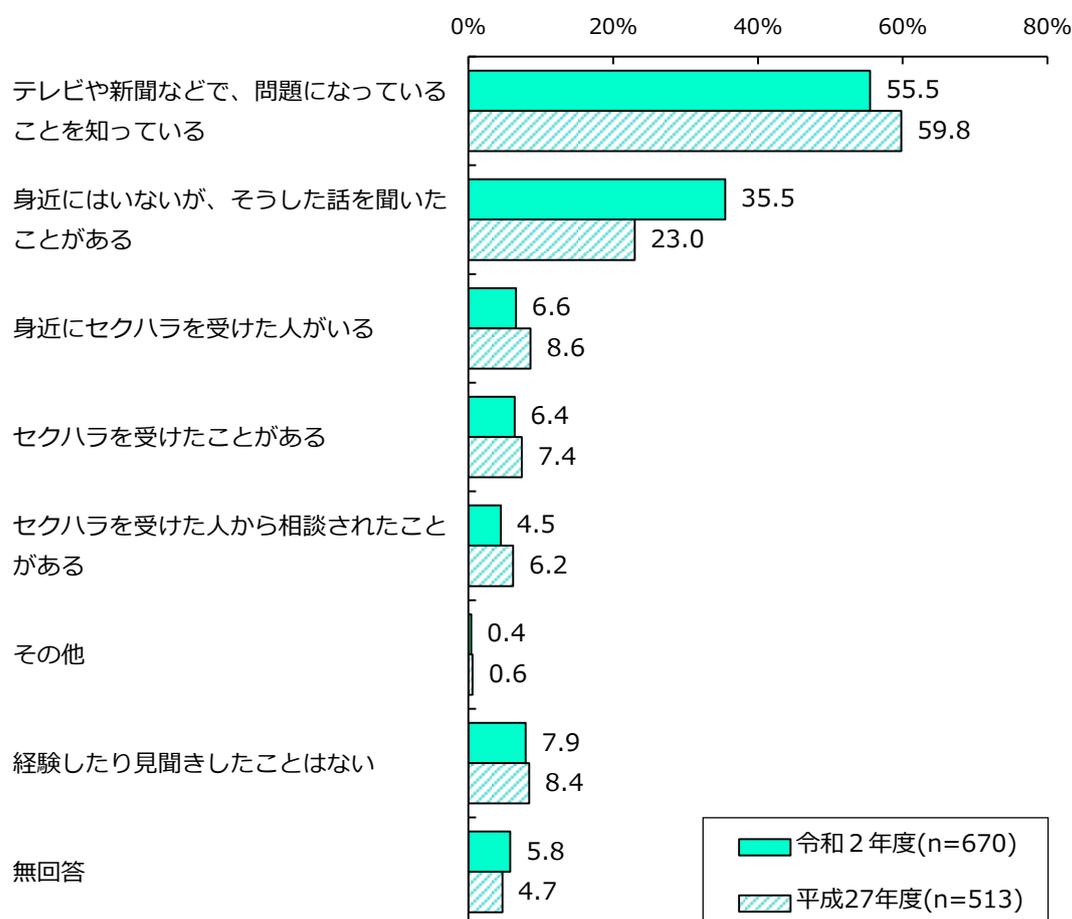
『ワーク・ライフ・バランス』の認知は、「言葉も内容も知っている」が20.4%、「言葉を聞いたことはあるが、内容までは知らない」が36.7%、「言葉も内容も知らない」が36.3%となっています。

平成27年度結果と比較すると、「言葉を聞いたことはあるが、内容までは知らない」が8.2ポイント多くなっています。また、「言葉も内容も知らない」が12.2ポイント少なくなっています。

## (7) セクハラ経験の有無

問24 あなたは、これまでに、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ・性的嫌がらせ）について経験したり、見聞きしたりしたことがありますか。

（あてはまるもの全て選択可）



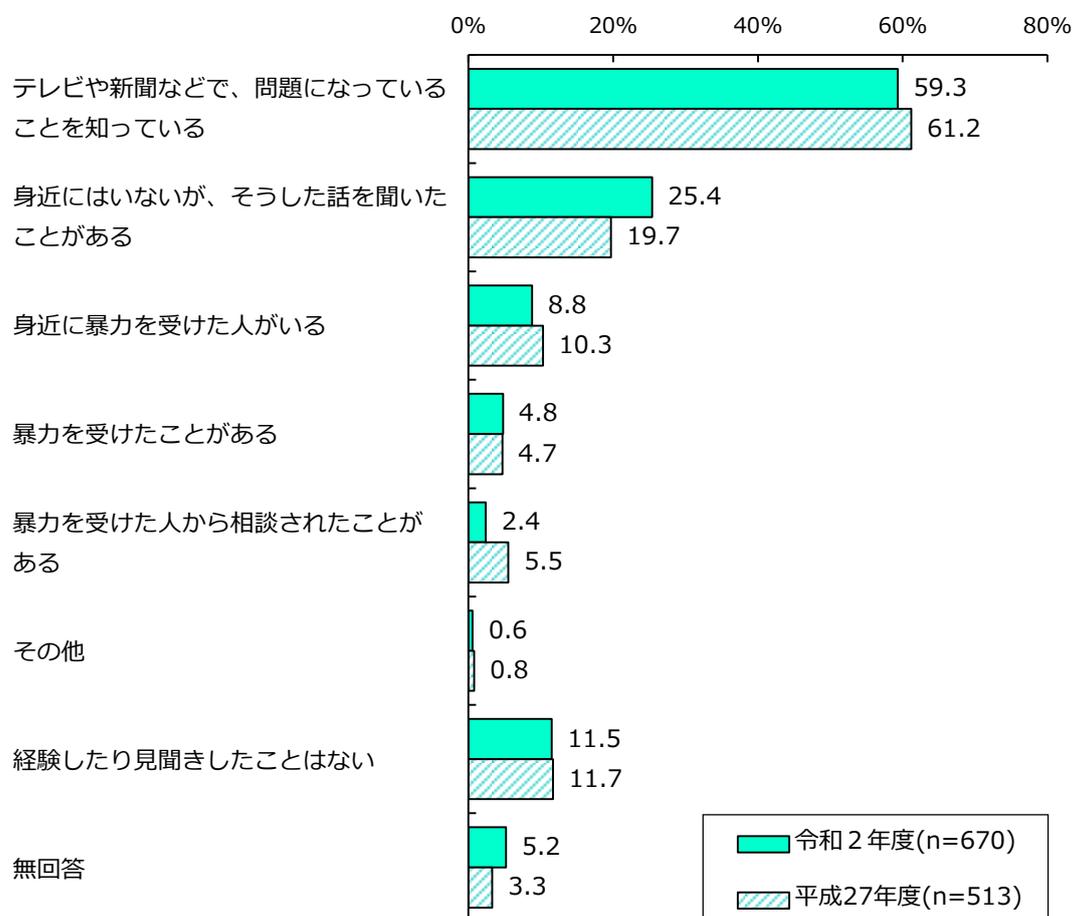
セクハラ経験の有無は、「テレビや新聞などで、問題になっていることを知っている」が55.5%と最も多く、次いで「身近にはいないが、そうした話を聞いたことがある」が35.5%、「身近にセクハラを受けた人がいる」が6.6%などとなっています。また、「経験したり見聞きしたことはない」が7.9%となっています。

平成27年度結果と比較すると、「身近にはいないが、そうした話を聞いたことがある」が12.5ポイント多くなっています。

## (8) ドメスティック・バイオレンス (DV) 被害経験の有無

問26 これまでに、夫・妻や恋人など親しい間柄にある男女間の暴力（ドメスティック・バイオレンス）について、経験したり見聞きしたりしたことがありますか。

（あてはまるもの全て選択可）

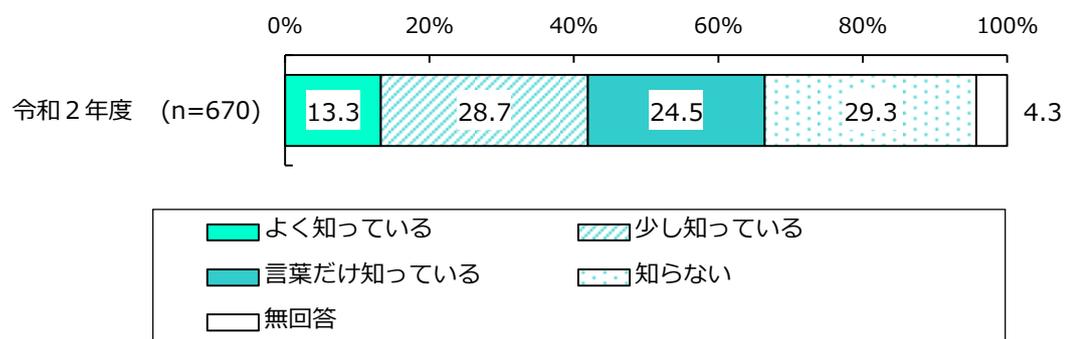


DV被害経験の有無は、「テレビや新聞などで、問題になっていることを知っている」が59.3%と最も多く、次いで「身近にはいないが、そうした話を聞いたことがある」が25.4%、「身近に暴力を受けた人がいる」が8.8%などとなっています。また、「経験したり見聞きしたことはない」が11.5%となっています。

平成27年度結果と比較すると、「身近にはいないが、そうした話を聞いたことがある」が5.7ポイント多くなっています。

## (9) 『性的マイノリティ (LGBT)』 の認知

問29 あなたは性的マイノリティ (またはLGBT) という言葉を知っていますか。  
(1つを選択)



『性的マイノリティ (LGBT)』 の認知は、「よく知っている」が13.3%、「少し知っている」が28.7%、「言葉だけ知っている」が24.5%、「知らない」が29.3%となっています。

### 3. 第3次計画の評価

«第3次計画の達成状況»

指 標		実績 平成27年度	計画 令和2年度		実績 令和2年度
「男女共同参画社会」の言葉・考え方の認知度		69.4%	80.0%	⇒	72.6%
ドメスティック・バイオレンスを受けたことがある人の割合		4.7%	半減 (2.3%)	⇒	4.8%
セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある人の割合		7.4%	半減 (3.7%)	⇒	6.4%
「男は仕事、女は家庭」との男女の固定的な役割分担に同感しない人の割合		41.7%	50.0%	⇒	46.7%
審議会などの女性委員の割合		33.8%	40.0%	⇒	32.6%
行政に女性の意見が反映されていると思う人の割合		23.0%	30.0%	⇒	27.6%
自主防災会の役員に女性がいる地区		2 / 60地区	10 / 60地区	⇒	3/60地区 (令和元年度)
男女共同参画社会づくり宣言事業所数		17事業所 (26年度)	25事業所	⇒	40事業所 (令和元年度)
家庭生活において男性優遇と感じる人の割合		46.2%	40.0%以下	⇒	55.3%
育児休業・介護休業を取得しやすいと答えた割合	育児休業	16.8%	25.0%	⇒	26.7%
	介護休業	13.2%	20.0%	⇒	23.1%
男女特有のがん検診受診率	乳がん (40～69歳)	60.7% (26年度)	65.0%	⇒	- ※
	子宮頸がん (20～69歳)	50.6% (26年度)	55.0%	⇒	- ※
	前立腺がん (50～69歳)	28.7% (26年度)	35.0%	⇒	- ※
性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の考え方の認知度		-	50.0%	⇒	9.6%
男女共同参画に関する在住外国人の相談件数		5件 (26年度)	10件	⇒	0件 (令和元年度)
男女共同参画に関する国際的な取組事例や情報の提供回数		-	4回	⇒	5回 (令和元年度)

※男女特有のがん検診受診率は、平成29年以降算定方法が変更となったため、正しく評価できないことから非掲載とした。

---

---

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

---



### 1. 基本理念

## 誰もがいきいき輝くまち・こさい

この基本理念は、性別にかかわらず、あらゆる世代の誰もがお互いを認め合い、責任を分かち、支え合いながら、自らの能力を発揮して、いきいきと輝くことができる社会の実現を目指すものです。

### 2. 目指すべき方向性

基本理念である「誰もがいきいき輝くまち・こさい」を実現するために必要な、取り組むべき方向性を次の3つとします。

#### (1) 誰もが認め合うまち

誰もが、お互いを認め合い、尊重し合うことができるまちづくりを進めます。

#### (2) 誰もが対等に参加できるまち

誰もが、性別に関係なく、多様な参画機会を持つことができるまちづくりを進めます。

#### (3) 誰もが自分らしく安心して生活できるまち

誰もが、自分が望む生活を、健康的に送ることができるまちづくりを進めます。

---

### 3. 基本目標

基本理念である「誰もがいきいき輝くまち・こさい」を実現するために必要な、取り組むべき基本目標を次の7つとします。

#### (1) 男女の人権の尊重

男女の人権や性の多様性等について正しい理解を得られる取組を推進します。

#### (2) 男女間のあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンスや各種ハラスメントの根絶に向けた取組を推進します。

#### (3) 制度及び慣行への配慮

男女間の不平等や固定的な性別役割観念が生じている制度や慣行を変える取組を推進します。

#### (4) 男女が対等に参画する機会の確保

社会の全ての場で男女が対等に参画することができる取組を推進します。

#### (5) 家庭生活と社会生活の両立

ワーク・ライフ・バランスの実現や女性が活躍できる取組を推進します。

#### (6) 男女の生涯にわたる心身の健康への配慮

性や妊娠・出産等に対する正しい理解や心身の健康を支援する取組を推進します。

#### (7) 国際的視点に立った男女共同参画

多文化共生や国際的な視点に立った取組を推進します。

## 4. 重点施策

基本理念である「誰もがいきいき輝くまち・こさい」を実現するために、市民意識調査の結果等を鑑み、特に重点的に取り組む施策を次の6つとします。

### (1) 性の多様性に関する理解・取組の促進

性の多様性などに関する啓発の実施や情報や学びの場の提供、性の多様性などに寄り添った取組等を推進します。

### (2) 審議会・委員会などへの女性の参画推進

市の審議会などへの女性の積極的な登用等を図ります。

### (3) 地域活動における意識醸成と参画促進

地域活動の担い手の育成等を推進します。

### (4) 男女双方の視点を取り入れた防災体制の実施

セミナーや研修による啓発の実施、地域における防災活動や防災に関する意思決定機会への女性参画を促進します。

### (5) 家事・育児・介護への共同参画の促進

男性の家庭生活などへの参画を促す広報・啓発や男性を対象とした家事講座などの実施、子育て意識や介護に関する意識の醸成等を図ります。

### (6) 多様な働き方を可能にする環境の整備

育児・介護休業制度の広報・啓発、事業所や市役所内における男女共同参画の職場づくり、女性の多様な働き方に関する支援等を推進します。

## 5. SDGsと関連した取組の推進

SDGsとは2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

本計画においては、「目標3. 保健」「目標4. 教育」「目標5. ジェンダー」「目標8. 経済成長と雇用」「目標10. 不平等」「目標13. 気候変動」「目標16. 平和」が特に関係しています。



## 6. 施策の体系

基本理念	目指すべき方向性	基本目標
<p>誰もがいきいき輝くまち・こさい</p>	<p>(1) 誰もが認め合うまち</p> <p>誰もが、お互いを認め合い、尊重し合うことができるまちづくりを進めます。</p> <p>(2) 誰もが対等に参加できるまち</p> <p>誰もが、性別に関係なく、多様な参画機会を持つことができるまちづくりを進めます。</p> <p>(3) 誰もが自分らしく安心して生活できるまち</p> <p>誰もが、自分が望む生活を、健康的に送ることができるまちづくりを進めます。</p>	<p>1 男女の人権の尊重</p> <p>2 男女間のあらゆる暴力の根絶</p> <p>3 制度及び慣行への配慮</p> <p>4 男女が対等に参画する機会の確保</p> <p>5 家庭生活と社会生活の両立</p> <p>6 男女の生涯にわたる心身の健康への配慮</p> <p>7 国際的視点に立った男女共同参画</p>

基本施策	施策の方向
男女共同参画と人権尊重の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 人権尊重と男女共同参画社会に向けた広報・啓発活動の推進と学習機会の提供</li> <li>2 性の多様性に関する理解・取組の促進 <b>重点</b></li> </ul>
男女間のあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ドメスティック・バイオレンス、性暴力、各種ハラスメントなどの防止に向けた広報・啓発</li> <li>2 相談体制の充実と関連機関との連携</li> </ul>
男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 男女共同参画に関する情報収集・提供の推進</li> <li>2 男女共同参画に関する調査・研究と推進</li> <li>3 家庭・職場・地域・教育などの場面での制度や慣行の見直し</li> </ul>
政策・方針決定の場への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 審議会・委員会などへの女性の参画推進 <b>重点</b></li> <li>2 事業所や各種団体などにおける女性の雇用促進</li> <li>3 女性の人材育成の支援</li> </ul>
地域における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 地域活動における意識醸成と参画促進 <b>重点</b></li> <li>2 地域活動団体等との連携の推進</li> <li>3 男女双方の視点を取り入れた防災体制の実施 <b>重点</b></li> </ul>
仕事と生活の調和の実現のための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、実現</li> <li>2 家事・育児・介護への共同参画の促進 <b>重点</b></li> </ul>
働く場における男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 多様な働き方を可能にする環境の整備 <b>重点</b></li> <li>2 男女の均等な待遇確保の促進と啓発</li> <li>3 ひとり親家庭などへの自立支援</li> </ul>
生涯にわたる男女の心身の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 生涯にわたる心身の健康の保持、増進のための支援</li> <li>2 母子保健の充実</li> </ul>
国際社会の動きに沿った男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 多文化共生の視点に立った男女共同参画事業の推進</li> <li>2 国際社会の動向の把握と情報発信</li> </ul>

## 7. 推進施策



### 男女の人権の尊重



男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画に対する正しい認識と理解を持ち、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合うことが必要です。アンケート調査の性別役割分担意識に関する質問をみると、平成27年度は「どちらともいえない」が43.5%と最も多く、次いで「同感しない」が41.7%となっていました。令和2年度においては、「同感しない」が46.7%と最も多くなっています。「同感しない」と考える割合が増加している傾向はみられますが、令和2年度調査においても「同感する」が4.9%となっており、男女共同参画の理解が完全ではないことがわかります。

講演会やウェブなどを用いた情報発信とともに、パートナーシップ制度など自認する性や性的指向に寄り添った施策の実施に向けた取組を推進することで、男女共同参画や性の多様性に対する正しい認識と理解を深め、男女共同参画を推進するための意識を醸成していきます。

#### 「目標指数」

指 標	現状 令和2年度	目標 令和7年度
「男女共同参画」の言葉・考え方の認知度	72.6%	80.0%以上
「性的マイノリティ（またはLGBT）」の言葉の認知度	66.5%	75.0%以上

#### 男女共同参画のシンボルマーク

男女共同参画社会は、男女がおたがいに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかわりなく、個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

内閣府男女共同参画局は、平成21年に男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えるにあたり、男女共同参画のシンボルマークを作成しました。

このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフに、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いが込められています。



男女共同参画

## 基本施策 男女共同参画と人権尊重の意識づくり

《施策の方向》

### (1) 人権尊重と男女共同参画社会に向けた広報・啓発活動の推進と学習機会の提供

○講演会や講座などの実施 《地域福祉課・市民課》  
企業・団体・市民・教育関係機関など広い範囲を対象に、男女共同参画や人権の尊重に関する講演会や講座などを実施します。

○広報媒体などによる広報・啓発 《地域福祉課・市民課》  
ウェブなどを用いた情報発信や報道機関への情報提供など、あらゆる世代に対して、様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動を行います。

### 重点 (2) 性の多様性に関する理解・取組の促進

○性の多様性などに関する啓発の実施、情報や学びの場の提供 《地域福祉課・市民課》  
ウェブなどを用いて市民が性の多様性に関する理解を深める情報発信を行います。

○性の多様性などに寄り添った取組の推進 《市民課・他全課》  
戸籍上の性別ではなく本人の自認する性や性的指向に寄り添った、パートナーシップ制度などをはじめとする仕組みの実現に向けて取り組みます。

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントは人権侵害であり、根絶しなければならないものです。ハラスメントに関してはマタニティ（パタニティ）・ハラスメントやモラル・ハラスメント等多様なハラスメントが存在し、ハラスメントを受けていてもハラスメントであると認識していないケースもあります。アンケート調査のセクハラ経験の有無においては、「セクハラを受けたことがある」と答えた割合は6.4%となっており、DV被害経験の有無において「暴力を受けたことがある」と答えた割合は4.8%となっています。ドメスティック・バイオレンスや各種ハラスメントの根絶に向けた継続的な取組が必要ながわかります。

ドメスティック・バイオレンスや各種ハラスメントに関する啓発や情報提供を行うとともに、相談支援体制の強化、早期発見・早期支援が可能な環境の整備を進めます。

《目標指数》

指 標	現状 令和2年度	目標 令和7年度
ドメスティック・バイオレンスを受けたことがある人の割合	4.8%	2.3%以下
セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある人の割合	6.4%	3.2%以下

基本施策 男女間のあらゆる暴力の根絶

《施策の方向》

**（1）ドメスティック・バイオレンス、性暴力、各種ハラスメントなどの防止に向けた広報・啓発**

**○ドメスティック・バイオレンス、性暴力、各種ハラスメント防止の啓発、情報提供** 《市民課》

パープルリボン・プロジェクトの実施や、性暴力、モラル・ハラスメント、マタニティ（パタニティ）・ハラスメント、デートDVなど各種ハラスメントに対する正しい知識を市民が持つことができるよう啓発・情報提供を行います。また、男性がドメスティック・バイオレンスや各種ハラスメントの防止活動に積極的に参加できるよう、啓発活動を行います。

## 基本施策 男女間のあらゆる暴力の根絶

### (2) 相談体制の充実と関連機関との連携

#### ○ドメスティック・バイオレンス、性暴力、各種ハラスメントに関する相談事業

「子育て支援課・長寿介護課・市民課」

ドメスティック・バイオレンスや性暴力、様々なハラスメント相談に対応できる相談窓口を設置し、相談しやすく、個人のプライバシーに配慮した相談事業を実施します。

#### ○関係機関との連携による早期発見体制の整備

「子育て支援課・長寿介護課・市民課」

県の女性相談センターなど関係機関との連携体制を構築し、ドメスティック・バイオレンスや各種ハラスメントを早期発見できる体制を整備します。

#### ○ドメスティック・バイオレンスの被害者に対する支援

「子育て支援課」

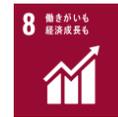
ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保のための一時保護及び自立に向けた支援を、関係機関との連携のもと行います。

## パープルリボン・プロジェクト

夫婦、親子、恋人間の暴力や虐待に関心を呼び起こすとともに、暴力の下に身を置いている人々に勇気を与えようとの願いから、アメリカで始まった国際的な草の根運動です。日本でも暴力の根絶を目的とした、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施しています。

湖西市では、これらの運動に賛同し、11月を運動月間として、パープルリボンの着用やインターネットでの情報発信など様々な活動を行っています。





男女共同参画に関する認識は高まってきているといえますが、家庭や職場等、様々な場所で未だに固定的な性別役割観念が残っています。アンケート調査における社会全体の平等感においては、「どちらかといえば男性が優遇されている」と答える割合が57.2%となっており、社会全体で男性が優遇されているという意識の傾向があることがわかります。

男女共同参画に関する情報収集や様々な媒体を活用した情報提供、調査を通じた市民意識の把握等を行います。

「目標指数」

指 標	現状 令和2年度	目標 令和7年度
「男は仕事、女は家庭」との男女の固定的な役割分担に同感しない人の割合	46.7%	50.0%以上

基本施策 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

「施策の方向」

(1) 男女共同参画に関する情報収集・提供の推進

○市政情報の収集と提供

「市民課」

市政における男女共同参画に関する情報を関係各課と連携することで収集し、市内公共施設などへのチラシ、パンフレット配布を通じて、市民へ情報提供します。

○市外情報の収集と提供

「市民課」

国・県、先進事例を持つ自治体の情報を収集し、市役所だよりなどを通じて、市民へ情報提供します。

(2) 男女共同参画に関する調査・研究と推進

○意識調査の実施

「市民課」

市民の男女共同参画に対する認知度や理解度、ニーズを把握するために、意識調査を行います。

○先進事例の研究

「市民課」

男女共同参画に関する先進的な事例の情報を収集し、市政への反映を検討します。

## 基本施策 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

### (3) 家庭・職場・地域・教育などの場面での制度や慣行の見直し

#### ○講習会や講座などによる意識づくり

「市民課」

市民があらゆる場面での男女共同参画に対する意識を持てるよう、男女共同参画週間での講演会の実施や定期的なセミナーを開催します。

#### ○男女共同参画の視点に立った教育の推進

「学校教育課・幼児教育課・地域福祉課・市民課」

男女平等や性に対する意識の教育など、男女共同参画の視点に立った教育をライフステージに合わせて実施します。

### 女性防災講座

湖西市では、日ごろから女性の意見を取り入れる防災対策を行うために、女性向けの勉強会や研修会を行っています。一部は、男女共同参画セミナーと共催で行っています。

※写真は平成30年に撮影されたものです。





## 男女が対等に参画する機会の確保



性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が男女共同参画社会の実現につながりますが、行政の政策決定機関や地域活動等の様々な場所で性別による不平等が生じています。アンケート調査の平等感においては、具体的に9つのことについて男女の地位が平等になっているか尋ねていますが、「平等」と答えた割合が最も多いのは「学校教育の場」と「法律や制度の上」と「ドラマ・漫画・文化」の3つとなっており、多くの場で男女共同参画が実現していません。

市が率先して男女共同参画の実現に向けた事例となるとともに、男女共同参画が実現できるような啓発や関係機関との連携を推進します。

### 「目標指数」

指 標	現状 令和2年度	目標 令和7年度
審議会などの女性委員の割合	32.6%	40.0%以上
行政に女性の意見が反映されていると思う人の割合	27.6%	30.0%以上
自主防災会の役員に女性がいる地区	3 / 60地区 (令和元年度)	10 / 60地区 以上

### 基本施策1 政策・方針決定の場への女性の参画促進

#### 「施策の方向」

#### 重点 (1) 審議会・委員会などへの女性の参画推進

##### ○市の審議会などへの女性の積極的な登用 「市民課・他全課」

各種審議会などに女性が登用されるよう各課に依頼を行うなど、各種審議会などに女性が登用される環境を整備します。また、各種審議会などへの女性の積極的な登用に全課で取り組みます。

#### (2) 事業所や各種団体などにおける女性の雇用促進

##### ○各種団体などにおける女性の雇用促進 「市民課」

女性雇用に対する意識啓発のために、企業や市民団体を対象に出前講座を実施します。

#### (3) 女性の人材育成の支援

##### ○人材発掘・育成のための学習機会・情報提供 「産業振興課・市民課」

女性の意識醸成、人材育成を支援します。

## 基本施策2 地域における男女共同参画の推進

「施策の方向」

### 重点(1) 地域活動における意識醸成と参画促進

#### ○地域活動の担い手育成

「市民課」

男女共同参画に関する情報を地域活動団体に提供したり、男女共同参画に関する各種講座を実施したりすることで、地域活動の担い手を育成します。

### (2) 地域活動団体等との連携の推進

#### ○地域活動団体などへの支援

「市民課」

助成や情報提供により、地域活動団体などを支援します。

#### ○地域活動団体などとの連携

「市民課」

市民活動センターを拠点として、相談体制の整備や情報交換を行い、地域活動団体などとの連携体制を整備します。

### 重点(3) 男女双方の視点を取り入れた防災体制の実施

#### ○セミナーや研修による啓発

「危機管理課・市民課」

男女共同参画の視点を取り入れた防災に関するセミナーや研修を実施します。

#### ○地域における防災活動への女性参画の促進

「危機管理課・市民課」

地域の防災活動に女性が参画できる機会を得られるよう、自主防災会などに啓発活動を行います。

#### ○防災に関する意思決定機会への女性参画の促進

「危機管理課・市民課」

市の防災担当部署における女性の登用や、防災会議など防災における重要な意思決定の場への女性登用を推進します。



## 家庭生活と社会生活の両立



少子高齢化やライフスタイルの変化により、ワーク・ライフ・バランスの重要性が高まっています。また、女性が働きやすい環境づくりを企業に求める「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、女性を取り巻く職業環境が大きく変化しています。アンケート調査におけるワーク・ライフ・バランスの認知においては、平成27年度は「言葉も内容も知らない」が48.5%と最も多くなっていた一方で、令和2年度では「言葉を聞いたことはあるが、内容までは知らない」が36.7%と最も多くなっており、ワーク・ライフ・バランスに関する認識は高まってきているといえます。しかし、依然、「言葉も内容も知らない」と答えた割合は36.3%となっており、広く認知されているとは言えません。

ワーク・ライフ・バランスや男女が共に家事、育児、介護等を行うことに関する啓発を行うとともに、企業に対する働きかけも行います。

### 《目標指数》

指 標		現状 令和2年度	目標 令和7年度
男女共同参画社会づくり宣言事業所数		40事業所 (令和元年度)	65事業所以上
家庭生活において男性優遇と感じる人の割合		55.3%	40.0%以下
男性が育児休業・介護休業を取得しやすいと答えた割合	育児休業	26.7%	40.0%以上
	介護休業	23.1%	35.0%以上

### 基本施策1 仕事と生活の調和の実現のための支援

#### 《施策の方向》

#### (1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、実現

##### ○ワーク・ライフ・バランスの広報・啓発 《産業振興課・市民課》

広報誌や中小企業対象のメールマガジンなどを通じて、広報・啓発を行います。また、広報・啓発においては、必要性・有効性を広報・啓発するだけでなく、ワーク・ライフ・バランスのロールモデルなど、実効性のある情報を発信していきます。

##### ○就労相談支援 《産業振興課》

就労を希望する女性に対する就労相談や情報提供の充実に努めます。



## 基本施策2 働く場における男女共同参画の促進

### (2) 男女の均等な待遇確保の促進と啓発

#### ○「男女共同参画社会づくり宣言事業所」の普及促進

≪産業振興課・契約検査室・市民課≫

県との連携や、男女共同参画社会づくり宣言事業所に対する建設工事に係る入札制度における優遇措置などを周知することで、「男女共同参画社会づくり宣言事業所」の普及促進を行います。

#### ○農林水産業など自営業に従事する女性の労働条件・就労環境の整備

≪産業振興課≫

家族経営協定推進会議の開催などにより、新規協定締結を促進することで、労働条件・就労環境の整備を行います。

#### ○男女の均等な雇用機会と待遇確保の広報・啓発

≪産業振興課≫

一人ひとりが活躍できる職場づくりの支援や、市広報誌・中小企業対象のメールマガジンによる広報・啓発活動を実施します。

### (3) ひとり親家庭などへの自立支援

#### ○ひとり親家庭への生活支援の充実

≪子育て支援課≫

生活の自立を図るために、各種手当の支給や助成を、ひとり親家庭を対象に行います。また、就職に有利な技能資格の取得に関する情報や、ひとり親家庭への支援を行う団体の情報などを提供することで、ひとり親家庭への生活支援を充実していきます。

## 静岡県男女共同参画社会づくり宣言

静岡県では、県内企業や団体が、女性の参画拡大やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進など男女共同参画に取り組むことを「宣言」として登録しています。

湖西市役所も平成26年5月に宣言しています。湖西市内では、40事業所が宣言をしています（令和元年3月末現在）。



静岡県男女共同参画社会づくり宣言ウェブページ

<http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-150/sengen/index.html>

二次元バーコード



心身が健康であることは誰もが個性と能力を十分に発揮し、充実した生活を送るために必要不可欠です。また、女性は妊娠、出産等男性とは異なる心身の不安を抱えているため、性別にかかわらず性や妊娠・出産等に対して正しく理解することも重要です。アンケート調査における性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の考え方の認知度は9.6%となっており、認知が浸透しているとは言えません。

性の理解と尊重、妊娠・出産に関する正しい理解を得られるような啓発等を行うとともに、母子の健康を守る支援等を推進します。

### 《目標指数》

指 標	現状 令和2年度	目標 令和7年度
性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の考え方の認知度	9.6%	25.0%以上

### 基本施策 生涯にわたる男女の心身の健康支援

#### 《施策の方向》

#### （1）生涯にわたる心身の健康の保持、増進のための支援

- 性の理解と尊重に向けた意識啓発 《子育て支援課・市民課》  
 広報誌などを通じた情報提供や啓発により、性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に対する理解に向けた意識啓発を行います。
- 健康に対する意識啓発 《健康増進課》  
 各種健康教室の実施や相談体制の整備により、健康に対する意識啓発を行います。
- 心身と性に対する相談体制の整備 《総務課・市民課》  
 心身の悩みに対して相談しやすい環境や性に対する相談体制を整備します。また、研修を通して職員の意識や理解を深めます。

## 基本施策 生涯にわたる男女の心身の健康支援

### (2) 母子保健の充実

- 妊娠・出産に対する正しい知識の普及・啓発** 《子育て支援課・市民課》  
妊婦講座などへの父親の参加促進や、妊娠・出産に対する正しい知識を発信していきます。
- 不妊治療に対する支援** 《子育て支援課》  
不妊治療に対する経済的支援を行います。

### 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを定める自由を持つことを意味します。リプロダクティブ・ヘルスには、思春期保健、生殖年齢にあるカップルを対象とする家族計画と母子保健、人工妊娠中絶、妊産婦の健康、HIV/エイズを含む性感染症、不妊、ジェンダーに基づく暴力に関することなどが含まれます。リプロダクティブ・ライツとは、性に関する健康を享受する権利です。

男女が互いの身体的な性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の基礎です。特に、女性は妊娠・出産や、女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要があるため、性と生殖に関する健康と権利の視点が重要です。

男女共同参画については世界基準で考えていく必要があり、国籍を問わず多文化共生の視点に立った施策の推進が求められています。

多文化共生の視点に立った情報発信や相談事業の充実を図るとともに、国際的な視点を持った情報収集・情報発信を行います。

《目標指数》

指 標	現状 令和2年度	目標 令和7年度
男女共同参画に関する在住外国人の相談件数	0件 (令和元年度)	10件以上
男女共同参画に関する国際的な取組事例や情報の提供回数	5回 (令和元年度)	5回以上

### 基本施策 国際社会の動きに沿った男女共同参画の推進

《施策の方向》

**(1) 多文化共生の視点に立った男女共同参画事業の推進**

○各種相談体制の整備

《市民課》

在住外国人も男女共同参画に関する相談ができるよう、多言語に対応した相談窓口を整備します。

○在住外国人向けの情報発信

《市民課》

市民向けに発信する情報を複数の言語に翻訳することにより、在住外国人への情報発信を行います。

**(2) 国際社会の動向の把握と情報発信**

○国際社会の情報の収集と発信

《市民課》

国連婦人の地位委員会に関する情報など、国際社会における男女共同参画に関する情報を収集し、情報発信します。



---

---

## 第4章 計画の推進

---

---



## 第4章 計画の推進

### 1. 計画を推進する体制の整備

#### (1) 庁内における推進体制

男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に推進するために、庁内各課と連携します。また、庁内関係各課長で構成される湖西市男女共同参画推進委員会を設置し、計画実施についての調整、進捗状況の報告・評価などを行います。

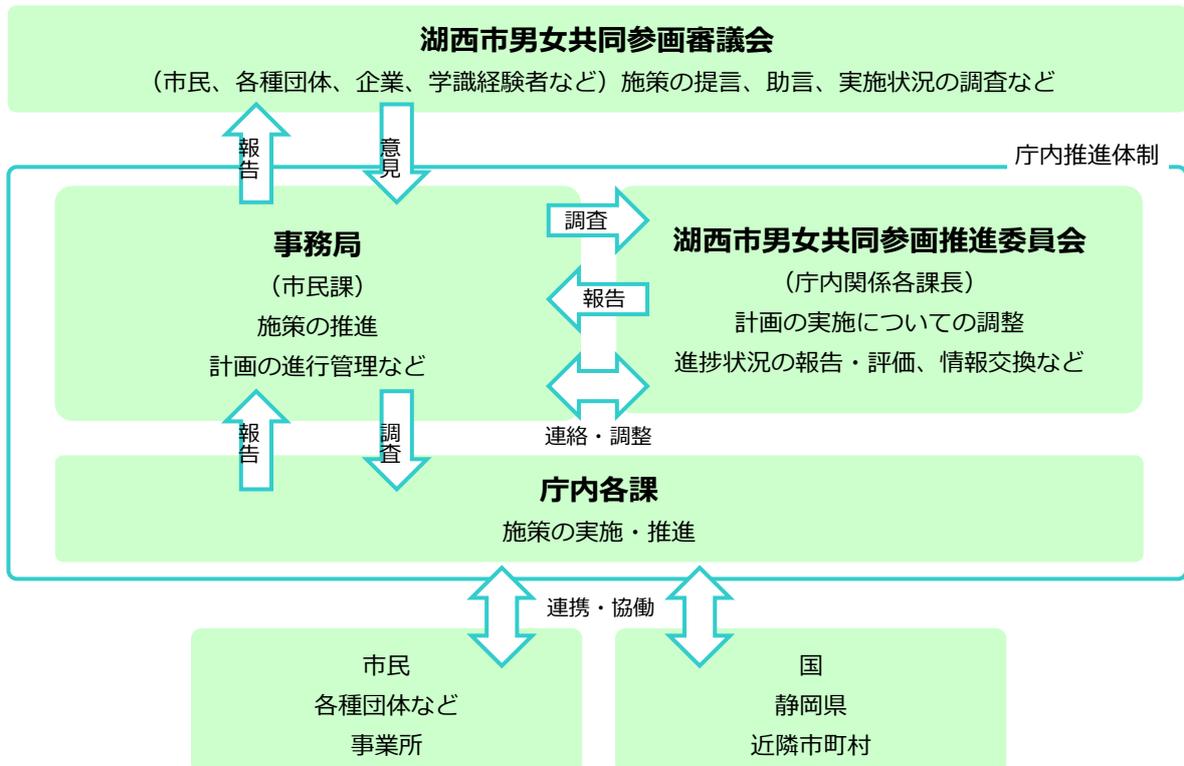
また、研修などを通じて、男女共同参画の視点を持った職員を養成します。

#### (2) 市民参画による推進

市民の意見を施策に反映させるために、市民・各種団体・企業・学識経験者などで構成される「湖西市男女共同参画審議会」を設置し、施策の提言、助言などを行える場を設置します。

#### (3) 国・県との連携及び協力

市単独では解決できない問題に際しては、国や県、さらには近隣市町村と連携を行い、計画を推進します。



### 2. 計画の進捗状況の点検及び情報公開

毎年計画の進捗状況を評価・点検し、進捗状況を報告していきます。

### 3. 数値目標の設定による推進

計画を実効性のあるものとするために、実施する施策に対する目標を数値化しました。本計画で設定した数値目標は以下の通りです。

指標	現状 令和2年度	目標 令和7年度	
「男女共同参画」の言葉・考え方の認知度	72.6%	80.0%以上	
「性的マイノリティ（またはLGBT）」の言葉の認知度	66.5%	75.0%以上	
ドメスティック・バイオレンスを受けたことがある人の割合	4.8%	2.3%以下	
セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある人の割合	6.4%	3.2%以下	
「男は仕事、女は家庭」との男女の固定的な役割分担に同感しない人の割合	46.7%	50.0%以上	
審議会などの女性委員の割合	32.6%	40.0%以上	
行政に女性の意見が反映されていると思う人の割合	27.6%	30.0%以上	
自主防災会の役員に女性がいる地区	3 / 60地区 (令和元年度)	10 / 60地区 以上	
男女共同参画社会づくり宣言事業所数	40事業所 (令和元年度)	65事業所以上	
家庭生活において男性優遇と感じる人の割合	55.3%	40.0%以下	
男性が育児休業・介護休業を取得しやすいと答えた割合	育児休業	26.7%	40.0%以上
	介護休業	23.1%	35.0%以上
性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の考え方の認知度	9.6%	25.0%以上	
男女共同参画に関する在住外国人の相談件数	0件 (令和元年度)	10件以上	
男女共同参画に関する国際的な取組事例や情報の提供回数	5回 (令和元年度)	5回以上	

### 4. 非常時・緊急時における計画の推進

災害発生時や感染症が流行する等の非常時・緊急時においては、男女共同参画の理念に基づき最大限の配慮を伴って計画を推進していきます。

---

---

## 第 5 章 參考資料

---

---



## 第5章 参考資料

### 1. 関連法令・計画

関連法令・計画	解説
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成の基本的枠組みを国民的合意の下に定め、社会のあらゆる分野の取組を総合的かつ計画的に推進するために制定された法律。5つの基本理念と、地方公共団体、国民の責務等について規定している。
第4次男女共同参画基本計画 (H28～H37)	男女共同参画社会基本法に基づき策定された国の計画。「あらゆる分野における女性の活躍」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「推進体制の整備・強化」の4点を強調した視点で策定されている。
静岡県男女共同参画推進条例	県における男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層確実なものとするため、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、県の基本的施策を示すとともに、県、県民、民間の団体の責務を明らかにしている。
第2次静岡県男女共同参画基本計画 (H23～H32)	静岡県男女共同参画推進条例に基づき策定された計画。静岡県における男女共同参画社会実現に向けて基本的な静岡県の取組の方向を示している。
育児・介護休業法	正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」という。労働者が申し出をすることによって、育児休業・介護休業を取得することを権利として認めている法律。
次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって時代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として制定された法律。地方公共団体や事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めている。
女子差別撤廃条約	正式には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」という。昭和54年第34回国連総会で130か国の賛成を得て採択され、我が国は昭和60年に批准した。あらゆる分野における性差別を撤廃し、男女平等を達成するために必要な措置を定めている。

関連法令・計画	解説
DV防止法	正式には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」という。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。
男女雇用機会均等法	正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」という。昭和61年に施行され、平成9年6月に女性に対する募集、採用、配置などの差別禁止規定や、セクシュアル・ハラスメントの防止などの雇用管理上の規定を新設するなどの改正が行われた。
ワーク・ライフ・バランス憲章	国の政労使トップで合意されたもので、国民的な取組の大きな方向性を示すもの。いま何故仕事と生活の調和が必要か、それが実現した社会の姿、関係者が果たすべき役割をわかりやすく示している。
湖西市男女共同参画推進条例	一人ひとりが大切にされ、“自分らしくあること”ができる「男女共同参画社会」の実現をめざしている。男女共同参画社会の形成に関する取組を、より総合的にかつ計画的に推進するための指針として制定された条例。男性が直面している課題への取組に配慮していること、性同一性障害をもつ人その他多様な性をもつ人の人権についても配慮していること、「防災における促進」「多文化共生における促進」を基本的施策に示していることが特徴である。
第6次 湖西市総合計画 第2期 湖西市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (2021～2033年)	誰もが「住みたい・住み続けたい」と思えるまちづくりの指針となる湖西市の最上位計画。人口減少克服と地方創生を重点テーマとし、まち・ひと・しごと創生法に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の役割も兼ねている。

## 2. 計画策定の経緯

### <男女共同参画審議会>

開催日	回	内容
令和2年2月26日	令和元年度 第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画に関する市民意識調査設問内容について</li> <li>第4次男女共同参画推進計画策定スケジュールについて</li> </ul>
令和2年8月19日	令和2年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度 第3次湖西市男女共同参画推進計画実施状況及び取り組みの検証について</li> </ul>
令和2年11月20日	令和2年度 第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画に関する市民意識調査結果について</li> <li>第4次湖西市男女共同参画推進計画体系図（案）について</li> </ul>
令和3年1月15日	令和2年度 第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4次湖西市男女共同参画推進計画案について</li> </ul>

### <男女共同参画推進委員会（庁内）>

開催日	回	内容
令和2年7月30日 ～令和2年8月7日 ※書面開催	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度第3次湖西市男女共同参画推進計画進捗状況報告取りまとめ結果について</li> <li>第4次湖西市男女共同参画推進計画の策定について</li> <li>現行計画の検証について</li> </ul>
令和2年12月18日 ～令和2年12月25日 ※書面開催	第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4次男女共同参画推進計画具体的施策及び目標指数の確認</li> </ul>

### <市民意識調査・パブリックコメント>

開催日	内容
令和2年6月18日～ 令和2年7月8日	市民意識調査の実施 調査対象：湖西市在住の18歳以上の男女1,500人 調査方法：郵送配付・郵送回収 有効回収率：670票（44.7%）
令和3年1月26日～ 令和3年2月24日	パブリックコメントの実施

### 3. 委員名簿

氏 名	所 属	備考
櫻村 愛子	愛知大学 文学部（教授）	会長
栗本 聡	県立湖西高等学校	
河辺 順子	NPO法人浜松カウンセリングセンター	
末吉 由佳	外国にルーツのある市民	
中村 哲子	湖西市民生委員・児童委員協議会	令和元年度委員 副会長
疋田 史郎		令和2年度委員 副会長
山田 祥子	FDK株式会社	
原 道也	弁護士法人原総合法律事務所	
小池 律江	公募市民	

順不同敬称略

## 4. 用語解説

用語	解説
一般事業主行動計画	事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備のほか、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などの取組を具体的に盛り込んだもの。次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員101人以上の事業主は一般事業主行動計画を策定し、県労働局に届け出ることが義務付けられている。
L G B T	女性同性愛者 (Lesbian)、男性同性愛者 (Gay)、男女問わず両性愛者 (Bisexual)、トランスジェンダー (Transgender) の各単語の頭文字を組み合わせた表現で、性的マイノリティの総称の1つ。
家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めること。
性的マイノリティ	同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人のこと。
セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)	職場・学校・地域活動等において、本人の意に反した攻撃的で屈辱的な性的言動や勧誘により、仕事などをしていくうえで、一定の不利益を受けたり、環境が悪化したりすること。
S O G I	性的志向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) のこと。
男女共同参画社会づくり宣言事業所	従業員の子育てや介護、個性と能力の発揮、仕事と生活の調和の推進などの男女共同参画の取組を宣言し、静岡県へ登録した事業所のこと。
デートDV	恋人同士間で起こる暴力のこと。身体的暴力、性的暴力、精神的暴力、経済的暴力 (デートの費用を払わせる、お金を借りたままにするなど)、社会的暴力 (メールや電話の履歴をチェックする、友人関係を制限するなど) を受けること。
ドメスティック・バイオレンス (DV)	配偶者や恋人などの親しい関係にある人から、身体的暴力 (殴る、蹴る、物を投げつけるなど)、性的暴力 (性行為を強要するなど)、精神的暴力 (無視する、ののしる、ばかにするなど)、経済的暴力 (働かせない、お金を使わせないなど)、社会的暴力 (人間関係や行動を制限する、監視するなど) を受けること。

用語	解説
パートナーシップ制度	お互いを人生のパートナーとして生活を共にするか、これから共にすることを約束した同性(性自認が同じである場合を含む)のふたりが自治体に対して宣誓する制度。平成27年に東京都渋谷区と世田谷区で始まった。制度の内容は自治体によって異なる。
パタニティ・ハラスメント	育児休業取得や、育児参画目的の短時間勤務、フレックス勤務などを活用することを希望する男性社員に対して行われる、嫌がらせ行為のこと。
マタニティ・ハラスメント	職場において、妊娠・出産をきっかけに女性社員に対して行われる精神的・肉体的な嫌がらせ行為のこと。妊娠・出産を理由とした解雇や自主退職の強要、雇い止め、育児休業を認めない、妊娠しないことを雇用の条件にするなども含まれる。
モラル・ハラスメント	自覚の有無にかかわらず、身体的な暴力だけでなく、態度や言葉などによって行われる精神的な嫌がらせ・迷惑行為のこと。
ライフステージ	人間の一生を幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期に段階区分したものの。
性と生殖に関する健康・権利 (リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)	生殖システム、機能や活動過程のすべての面において完全に良好な状態であり、安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子どもの人数や子どもを持つ時期を決める自由がある状態と権利のこと。平成6年にカイロで開かれた国際人口開発会議において合意された。
ワーク・ライフ・バランス	やりがいのある仕事と充実した生活(子育てや家庭生活だけでなく、地域活動や趣味・学習などあらゆる活動が含まれる。)を両立させながら、個人の能力を最大限発揮できるように支援する考え方や施策のこと。仕事優先から仕事と生活のバランスがとれた働き方や生き方への展開が求められるようになってきている。

---

---

第4次 湖西市男女共同参画推進計画  
(令和3年度～令和7年度)

令和3年3月

発行：静岡県湖西市  
編集：市民安全部市民課（男女共同参画）  
〒431-0492 静岡県湖西市吉美3268番地  
(TEL) 053-576-1213

---

---